

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する告示」 の概要

1 制度の概要

労働保険料は、原則として労働者の賃金総額に基づいて決定されるが、賃金のうち、通貨以外のもので支払われるものの評価については、厚生労働大臣が定めることとされている（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第2条第3項）。

具体的には、健康保険法（大正11年法律70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定に基づき厚生労働大臣が定めることとされている価額とともに、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（平成24年厚生労働省告示第36号）において、定められているところ。

2 改正内容

食事で支払われる賃金に係る現物給与価額については、1人当たりの食料費（総務省統計局「家計調査」より算出）に、食料に係る都道府県毎の消費者物価地域差指数（総務省統計局「小売物価統計調査」より算出）を乗じて、都道府県毎の価額を定めている。

今般、総務省統計局から平成27年度分の「家計調査」及び「小売物価統計調査」が公表され、上記方法により算出した価額に変更が生じることとなったため、食事で支払われる賃金に係る評価額をより現在の実態に即したものとするため、新たな価額（別紙）を告示したものの。

3 告示期日

平成29年2月6日

4 適用期日

平成29年4月1日

別紙

(単位：円)

都道府県名		食事で支払われる報酬等				
		1人1月当たりの 食事の額	1人1日当たりの 食事の額	1人1日当たりの 朝食のみの額	1人1日当たりの 昼食のみの額	1人1日当たりの 夕食のみの額
1	北海道	19,500	650	160	230	260
2	青森	19,500	650	160	230	260
3	岩手	19,200	640	160	220	260
4	宮城	18,900	630	160	220	250
5	秋田	19,200	640	160	220	260
6	山形	20,100	670	160	230	280
7	福島	19,500	650	160	230	260
8	茨城	19,500	650	160	230	260
9	栃木	19,500	650	160	230	260
10	群馬	19,200	640	160	220	260
11	埼玉	19,800	660	160	230	270
12	千葉	19,500	650	160	230	260
13	東京	20,100	670	160	230	280
14	神奈川	20,100	670	160	230	280
15	新潟	19,800	660	160	230	270
16	富山	19,800	660	160	230	270
17	石川	20,400	680	170	230	280
18	福井	20,400	680	170	230	280
19	山梨	19,500	650	160	230	260
20	長野	18,600	620	160	220	240
21	岐阜	19,200	640	160	220	260
22	静岡	19,500	650	160	230	260
23	愛知	19,500	650	160	230	260
24	三重	19,500	650	160	230	260
25	滋賀	19,500	650	160	230	260
26	京都	19,800	660	160	230	270
27	大阪	19,500	650	160	230	260
28	兵庫	19,800	660	160	230	270
29	奈良	18,600	620	160	220	240
30	和歌山	19,800	660	160	230	270
31	鳥取	20,100	670	160	230	280
32	島根	20,100	670	160	230	280
33	岡山	19,500	650	160	230	260
34	広島	20,100	670	160	230	280
35	山口	19,800	660	160	230	270
36	徳島	19,800	660	160	230	270
37	香川	19,200	640	160	220	260
38	愛媛	19,500	650	160	230	260
39	高知	20,100	670	160	230	280
40	福岡	18,900	630	160	220	250
41	佐賀	18,900	630	160	220	250
42	長崎	19,500	650	160	230	260
43	熊本	19,800	660	160	230	270
44	大分	19,500	650	160	230	260
45	宮崎	19,200	640	160	220	260
46	鹿児島	19,500	650	160	230	260
47	沖縄	20,100	670	160	230	280

※改正箇所は赤字で表示しています。住宅で支払われる報酬等及びその他の報酬等に係る現物給与価額につきましては改正を行いません。